

## 第 1 回検討会における質問事項への回答

- 1 排出事業者による不適正処理事案について . . . . . 1
- 2 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度の  
流れについて . . . . . 3
- 3 不法投棄等された廃棄物の排出事業者による自主撤去について . . . . 7



## 1 排出事業者による不適正処理事案について

### 質問事項

「不法投棄等実態調査」の結果として、不適正処理事案は排出事業者によるものが多いとあるが、どういった事案があるのか。業許可を有していない者による事案は不法投棄に該当するのか。

### 1. 不法投棄と不適正処理について

「不法投棄等実態調査」における区分

不法投棄等実態調査は、環境省が都道府県等へ調査を依頼し、都道府県等から報告された内容を取りまとめたものである。

調査項目のうち「不法投棄等の形態」を回答する項目において

- 「 法第 12 条第 1 項違反」
- 「 法第 12 条の 2 第 1 項違反」
- 「 法第 16 条違反」

の 3 つの選択肢のいずれかを回答するように求めている。都道府県等の回答が または であった場合は不適正処理事案としてカウントし、 のものを不法投棄事案として計上している。

### 不法投棄と不適正処理の定義

不適正処理：廃棄物処理法第 12 条第 1 項で定められた「産業廃棄物処理基準」や廃棄物処理法第 12 条の 2 第 1 項で定められた「特別管理産業廃棄物処理基準」に違反する行為。

例) 積替施設や中間処理施設における廃棄物の過剰保管  
最終処分場における許可品目以外の埋立て

不法投棄：廃棄物処理法第 16 条に違反する行為。

例) 最終処分場以外の場所への廃棄物の埋立て等

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

第 12 条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。…中略…）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（…中略…以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～13 略

第 12 条の 2 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（…中略…以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～14 略

第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## 2. 排出事業者による不適正処理について

- ・ 平成 25 年度における新規不適正処理事案判明件数については、約 7 割が排出事業者によるものであり、その多くが、排出事業者が自己所有地や借地に保管と称して廃棄物を堆積した事案である。
- ・ なお、処理基準違反行為の程度が著しい場合など社会通念上許容されない場合は、不法投棄にも該当すると解されている。
- ・ 例えば、廃棄物の不適正保管事案であっても、最終処分場の建設工事に伴って生じた鉱さい等の産業廃棄物を工事現場近くのため池に放置していた事案について、「仮に暫定的に廃棄物を一定の場所に置く行為であっても、その廃棄物の性状、形状、数量、地理的条件、行為の態様、廃棄物を置いていた時間等からして、その廃棄物をその場所に置くことが何ら周囲の生活環境の清潔を損なうおそれがないことが明らかな特段の事情がある場合はともかく、そうでない限りは、その廃棄物を、それを捨てることが禁止された場所に置いた以上、直ちにこれが『みだりに捨てた』行為に当たるといべき」(広島高裁平成元年 7 月 11 日判決)とされるなど、不法投棄事案に該当する場合がある。

## 2 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度の流れについて

### 意見

産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度のフロー図について、不法投棄のように原因者不明の場合でも財政支援の対象となる場合があると思うが、記載が不正確ではないか。

#### 1. 廃棄物処理法上の原則

廃棄物処理法第 19 条の 5 において、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者や委託をした者等に対して、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる旨規定されている。

#### 2. 原因者不明の場合について

廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項第 2 号において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、措置命令を発出すべき相手が確知できない場合は、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる旨規定されている。

#### 3. 原因者以外の者による支障の除去等について

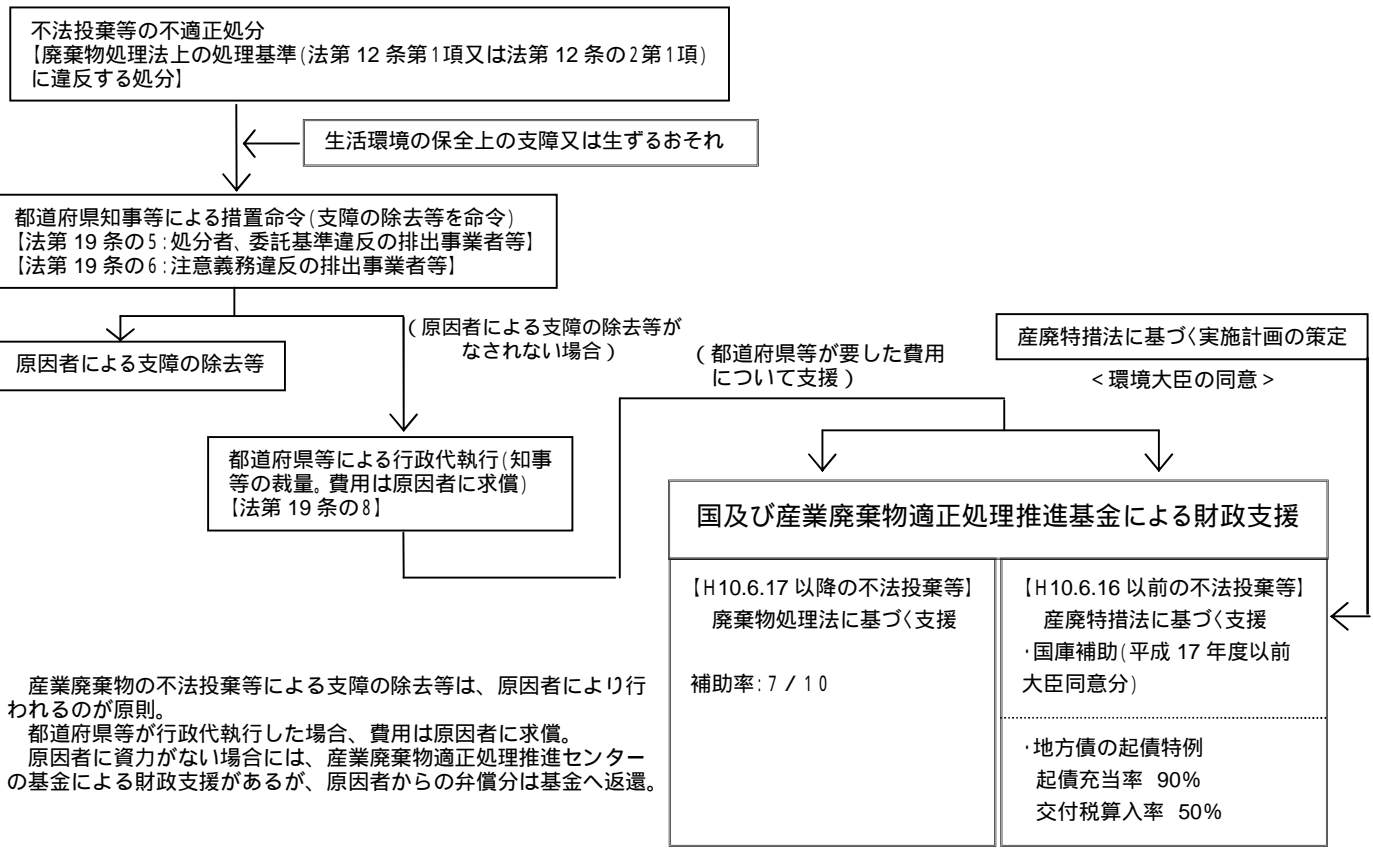
廃棄物処理法第 19 条の 6 において、基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行った者のみによっては支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき、排出事業者等が不適正な処理が行われると知り、または知ることができたときは、都道府県知事は排出事業者等に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる旨規定されている。このため、処分者等だけでなく、排出事業者等により支障の除去等が行われる場合もあり得る。

#### 4. まとめ

以上を踏まえ、第 1 回検討会の資料 3「不法投棄・不適正処理の現状について」26 ページ「産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について」を別紙のとおり修正することとする。

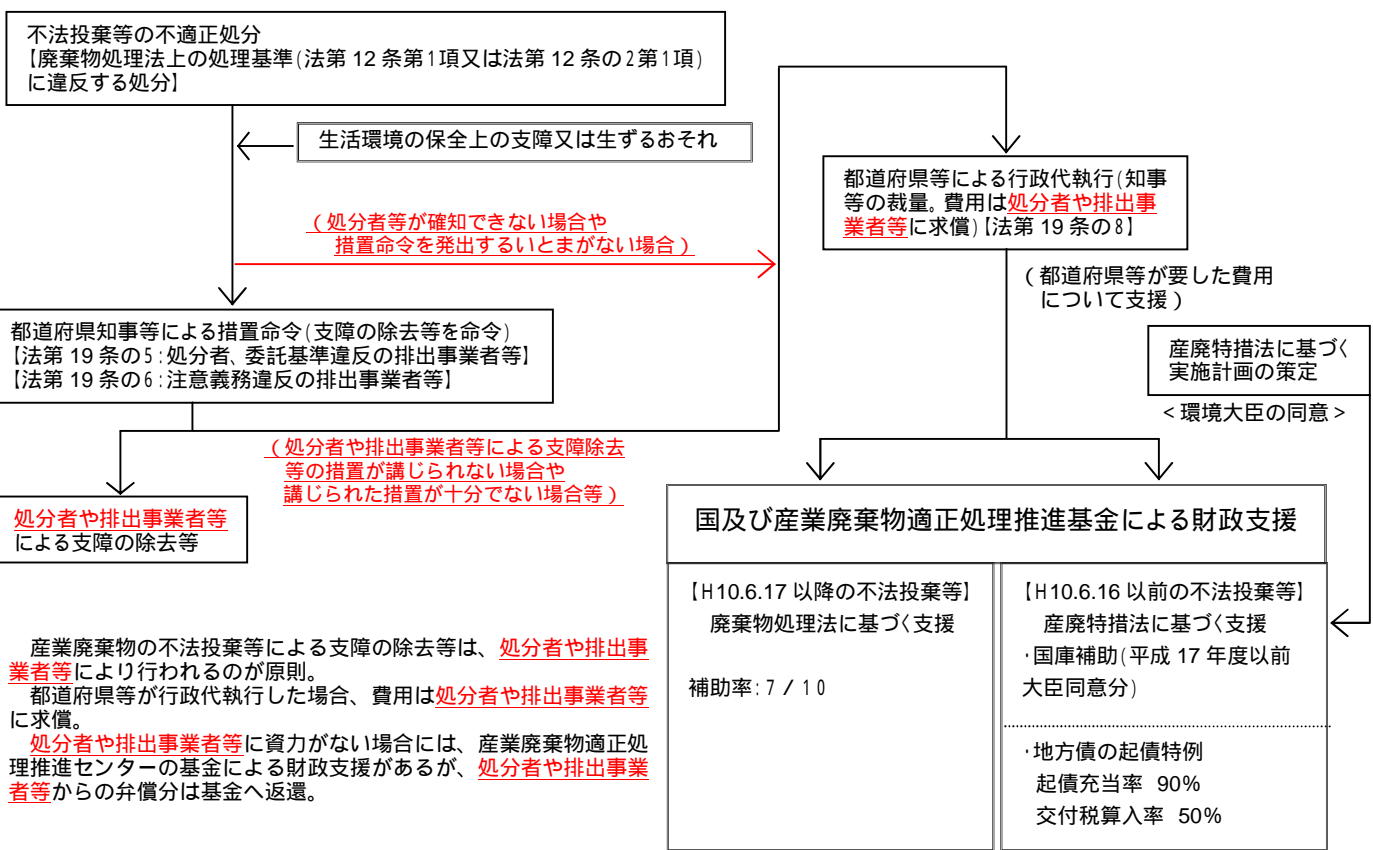
修正前

産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について



修正後

産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について



## (参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

**第 12 条** 事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。…中略…)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(…中略…以下「産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

2~13 略

**第 12 条の 2** 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(…中略…以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

2~14 略

**第 16 条** 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

**第 19 条の 5** 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(…中略…)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第 19 条の 8 において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(第 11 条第 2 項又は第 3 項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都道府県を除く。)

二 第 12 条第 5 項若しくは第 6 項、第 12 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項、第 14 条第 16 項又は第 14 条の 4 第 16 項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者

三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。)について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者

イ 第 12 条の 3 第 1 項(…中略…)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第 12 条の 3 第 1 項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

ロ 第 12 条の 3 第 3 項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ハ 第 12 条の 3 第 3 項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

ニ 第 12 条の 3 第 4 項若しくは第 5 項又は第 12 条の 5 第 5 項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ホ 第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項、第 9 項又は第 10 項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

ヘ 第 12 条の 3 第 8 項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

ト 第 12 条の 4 第 2 項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者

チ 第 12 条の 4 第 3 項又は第 4 項の規定に違反して、送付又は報告をした者

リ 第 12 条の 5 第 1 項(第 15 条の 4 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

ヌ 第 12 条の 5 第 2 項又は第 3 項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

ル 第 12 条の 5 第 10 項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

四 前三号に掲げる者が第 21 条の 3 第 2 項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者(当該運搬又は処分を他人に委託していた者(第 12 条第 5 項若しくは第 6 項、第 12 条の 2 第 5 項若しくは第 6 項、第 14 条第 16 項又は第 14 条の 4 第 16 項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。))を除く。)

五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者

2 略

**第 19 条の 6** 前条第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（…中略…以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- 一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- 二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 7 項及び第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 9 項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 略

**第 19 条の 8** 第 19 条の 5 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。…中略…

- 一 第 19 条の 5 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 二 第 19 条の 5 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。
- 三 第 19 条の 6 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第 19 条の 5 第 1 項又は第 19 条の 6 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 都道府県知事は、前項（第三号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 都道府県知事は、第 1 項（第三号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。

4 都道府県知事は、第 1 項（第四号に係る部分に限る。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第 19 条の 6 第 1 項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

5 ~ 6 略



### 3 不法投棄等された廃棄物の排出事業者による自主撤去等について

#### 質問事項

支障の除去等の際し、自主撤去が行われるとあるが、現在の状況はどうか。

#### 1．自主撤去等について

措置命令を受けない場合においても都道府県等の求めに応じて、排出事業者が行う対応として、不法投棄等された廃棄物を自社で排出した廃棄物量に応じて自主的に撤去する場合と、廃棄物の撤去に相応する費用を負担する場合がある。

#### 2．支援事案における自主撤去等の実績について（平成 21 年度～25 年度）

平成 21 年度から平成 25 年度の期間において、廃棄物処理法に基づく基金の支援を受けて支障除去等事業を実施した全 14 事案（支援額 約 15 億円）のうち、排出事業者による自主撤去等が行われたのは、平成 22 年度に 2 事案、平成 23 年度に 1 事案、平成 24～25 年度の 2 ヶ年にわたるものが 2 事案、計 5 事案（支援額 約 9 億円）である。

この 5 事案の概要は以下のとおりである。

##### A 事案

中間処理施設及び最終処分場において、非安定型の廃棄物 66,780 m<sup>3</sup> が場内に放置され、廃棄物の一部撤去や覆土等の支援が実施された事案。

行政代執行前に、排出事業者(複数)により、1,721m<sup>3</sup>の廃棄物が自主撤去された。

##### B 事案

中間処理施設においてドラム缶に入った廃油 835 m<sup>3</sup> が放置され、全量撤去の支援が実施された事案。

排出事業者(複数)により、2m<sup>3</sup>の廃油が自主撤去された他、1,131 千円が自主撤去相応額として費用負担された。

##### C 事案

中間処理業者により自動車破砕物等 15,650 m<sup>3</sup> が放置され、全量撤去の支援が実施された事案。排出事業者(1社)により、30,598 千円が自主撤去相応額として費用負担された。

##### D 事案

中間処理施設において混合廃棄物 53,760 m<sup>3</sup> が過剰保管（堆積）され、一部撤去の他、法面整形、覆土、ガス抜き管設置等の支援が実施された事案。

排出事業者(複数)により、10,447m<sup>3</sup>の廃棄物が自主撤去され、21,870 千円が自主撤去相応額

として費用負担された他、行政代執行費用のうち 4,372 千円が自社廃棄物相当として費用負担された。

#### E 事案

中間処理業者が隣接する山林へ廃プラスチック類・木くず等 530,000 m<sup>3</sup> を不法投棄し、廃棄物の一部撤去の他、整形・覆土、排水工、ガス抜き管設置等の支援が実施された事案。

排出事業者(複数)により、行政代執行費用のうち 19,881 千円が自主撤去相当として費用負担された。

【参考】平成 21 年度～25 年度支援事案における自主撤去等の実績

事案	投棄量 (m <sup>3</sup> )	総事業費 (千円)	支援額 (千円)	自主撤去量 (m <sup>3</sup> )	自主撤去相応の 費用負担(千円)
A	66,780	66,360	49,770	1,721	0
B	835	59,779	44,834	2	1,131
C	15,650	194,988	146,241	0	30,598
D	53,760	478,490	358,867	10,447	26,242
E	530,000	400,668	300,501	0	19,881
計	667,025	1,200,285	900,213	12,170	77,852